

業務名	区分	内容詳細	必要物品	手続きの期限	担当
介護保険料の還付	転出 死亡	65歳以上の方（第1号被保険者）が転出や死亡により資格喪失した場合は、介護保険料の還付金が発生する場合があります。精算終了後に本人もしくは相続人代表に還付します。	受取人の口座番号がわかるもの（郵便局以外）	死亡・転出の届出後お早めに	介護保険担当
高額介護サービス費の振込先変更	〃	高額介護サービス費の支給対象となる方で、転出や死亡、その他の理由により登録してある口座が変更となる場合は、届出が必要になります。	〃	〃	〃
介護保険被保険者証の返還	〃	介護保険被保険者証をお持ちの方が転出や死亡により資格喪失した場合は、介護保険被保険者証を返還する必要があります。	介護保険被保険者証	〃	〃
介護予防サービスの中止の手続き	〃	下記サービスの利用者が死亡または転出した場合には、利用中止の届出が必要になります。 <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援ホームヘルプサービス ・生きがいヘルパー派遣事業 ・生きがいデイサービス ・生活支援ショートステイ ・生活支援短期入所事業 ・移送サービス ・施設入浴サービス ・配食サービス ・給食サービス ・緊急通報サービス 	なし	〃	高齢者福祉担当